

大 個 審 第 3 号
(答 申 第 9 6 号)
平成 1 8 年 4 月 1 7 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 8 年 4 月 1 4 日付け人権第 1 0 4 2 号で諮問のありました「旧同和対策事業対象地域の実態把握」(以下「実態把握」という。)については、審議の結果、大阪府個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 7 号及び同条第 5 項等の規定の趣旨を踏まえ、実態把握の実施主体である市町(以下「実施市町」という。)が、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じるよう努められたい。

記

1 実施市町の個人情報保護条例の適正な運用

実態把握の実施に当たっては、個人情報の適正管理等各実施市町の個人情報の保護に関する条例を適正に運用すること。

特に、各実施市町の個人情報保護に関する条例において、本人外収集及びいわゆるセンシティブ情報の収集等に関して、個人情報保護審議会等第三者機関の意見を聴くなど、実態把握の実施に関して条例上必要な手続が定められている場合は、条例に基づき適正な手続を行うこと。

2 その他個人情報保護の徹底

実態把握の実施に当たっては、大阪府個人情報保護条例の規定の趣旨を勘案し、次の点に留意して、利用する個人情報の取扱いに万全の保護方策を講ずることを徹底させること。

- (1) 所在地名及び実態把握のために利用する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (2) 所在地名及び実態把握のために利用する個人情報に関与する職員は、地方公務員法により守秘義務を課せられている職員のうち、所管の所属長があらかじめ定めた者に限定し、可能な限り所在地名の所管部局の職員を中心とした必要最小限の人数とすること。

(3) 所在地名と相談対象者の住所とを突合する作業においては、相談対象者の住所を記載した一覧と対象地域内・外の別を記載した一覧が併存しないようにするとともに、当該文書における相談事案の並べ方は規則性のないランダムなものとする等、個人を識別できない状態とすることを徹底すること。

また、可能な限り、個人情報管理責任者があらかじめ定めた室内で行うこととし、当該作業に従事する職員以外の者が立ち入らないようにするとともに、所在地名及び相談対象者の住所が記載された文書等が、当該作業中において、当該室から持ち出されることのないよう、万全の措置を講じること。

(4) 実態把握の実施のため、所在地名又は実態把握のために利用する個人情報を、それぞれの所管部局から当該所管部局以外の部局に提供する必要がある場合は、業務終了後、速やかに、かつ、確実に返却すること。